

市第66号議案

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例

横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認める場合を除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

精神障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の手続を変更するため、横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正したいので提案する。